永森直人委員の質疑及び答弁

瘧師委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

永森委員。あなたの持ち時間は60分であります。

永森委員 新田知事2期目の県政が始まりました。私からも改めてお祝いを申し上げたいと思います。おめでとうございます。

知事選で候補として掲げられたマニフェスト、新しい社会経済システムの構築、そして未来に向けた人づくり、この2つをテーマとさせていただきまして、今日は質問をさせていただこうと思っております。

知事は、今回の知事選におかれては自民党県連の推薦もお受けになっていただいての選挙戦でありましたので、私たちも、特に射水市に入っていらっしゃる場合には同行させていただいて、そして知事の候補としての演説を聴くことも多かったわけであります。

知事は、1期目の選挙におきまして「変えていこう! 新しい富山へ」と掲げておられまして、そして4年間、1期目の任期をしっかりと務められたわけであります。そして、その結果としまして、富山は変わったんだということを強調しておられました。

その大きな成果の一つとして挙げておられたのが、富山県の大学発ベンチャー数の伸び率が全国1位になったんだという、そういうお話を強調しておられたわけであります。大変すばらしいことだと思っておりますし、日本経済新聞などでも大きく取り上げていたのを私も覚えているわけであります。

しかし、一方で、この絶対数、数だけ見てまいりますと、まだまだ全国下位というのが実情となっております。富山県はもともと大学の数も多くありませんので、単純に数だけの勝負と

いうとなかなか厳しい部分もあるのかなということは承知をしながらも、非常に重要なことでありますのでどんどんと伸ばしていってほしいと思っております。

今年度の本県における大学発ベンチャー数の状況、そして、 大学発ベンチャーの新規創業や成長の支援のために今後どのよ うに取り組んでいくのか、新田知事の御所見を伺います。

新田知事 経済産業省が本年5月に公表した調査結果に今委員がおっしゃったことがあります。本県の大学発ベンチャー起業数は令和5年度に12社となりまして、過去5年間、これは令和5年と平成30年の比較ですが、4倍という全国トップの伸び率を記録したということです。このことは、就任以来進めてきましたスタートアップ支援施策が着実に実を結びつつある、富山県のスタートアップを育むエコシステムも大分暖まってきた、そのようなことを示すと認識しております。

御指摘のように、大学発ベンチャーの起業数では、全国最下位の47位からは上がったものの、依然41位ということで下位に位置しております。委員おっしゃったように、大学の数がそもそも少ない、それから人口規模を考えても、やはり単純な企業数の比較よりもこの伸び率に着目していただければと思います。

大学発ベンチャーは、地域経済のイノベーションを担う極めて重要な存在と捉えております。その創出と成長を促進するために様々な支援策を展開してきましたし、今後もしていきたいと考えます。

具体的には、TーStartup創出事業により、富山大学認定第1号の大学発ベンチャーへの集中支援を行っています。 県内学生などを対象としたビジネスプラン発表会を毎年開催しています。それから、県創業支援センターSCOP TOYA MAにおける大学生と先輩の起業家との交流促進、また、県内の大学生がポートランドやシリコンバレーなどで起業・ビジネ スを学ぶ研修派遣など、次世代の起業家育成に力を入れています。

加えて、産学官金の連携により、大学の研究成果の事業化に資金支援を行うプラットフォーム、Tech StartupHOKURIKUという組織も設立されまして、県から5件採択されております。本県のスタートアップエコシステムは着実に進展していると考えております。

今後も「IPO1社及び大学発ベンチャー10社」というKPIの達成に向けて一層取組を加速させていきたいと思います。

永森委員 令和6年の大学発ベンチャーの数は、なかなか現状把握できていないということでよろしいでしょうか。

新田知事 まだですね。

永森委員 それでは結構です。

次は、学生の活躍というところで 1 問質問させていただきたいと思っております。

私の住む射水市小杉地域の中心は小杉駅になるわけでありますけれども、小杉駅の南北には、高等教育機関ということで、もちろん県立大学がありまして、さらには学校法人浦山学園さんのやっておられる富山福祉短期大学と富山情報ビジネスポー学校という高等教育機関があります。小杉駅の持つ大きなポテンシャルであり、強みでもあると思っております。一方で、大駅周辺もやはり高齢化が進んでいたり、また空き家が増えていて空洞化が進んでいたりとで、どのまちにもあるような課題を抱えているということであります。

そうした中にあって、このまちづくりと学生の皆様方の連携、 協働によって何とかまちを活性化できないかという期待感は高 まっておりますし、また、新聞報道など見ておりましても、県 内各地で様々な形で学生の皆様方の活躍が取り上げられており、 本当に最近よく目にするなと感じております。 大学生の起業ももちろん非常に重要だと思っていますし、一方で社会活動や地域貢献に取り組むことは、地域の活力ということもさることながら、もちろん学生自身の成長にもきっとつながると思っています。さらには、学生たちが富山の地域の皆様方と交流することによって愛着が増していく、ひいては県内外の学生の県内定着にも結びつくのではないかということが期待されると考えます。

そこで、学生の活躍推進をもっともっとやってはどうかと思いますけれども、現状認識や期待と併せて、南里経営管理部長にお尋ねします。

南里経営管理部長 大学生等が県内において起業や社会活動、地域貢献活動などに取り組むことは、御指摘のとおり地域の活性 化に資するとともに地域とのつながりを深め、ひいては学生の 県内定着につながるものと考えております。

このため県では、県内在住学生を対象として、ごみステーションの清掃や除雪、交差点での見守り活動などの地域貢献活動に参加することを条件に、家賃の一部を補助したり、県営住宅の空き部屋を低廉な家賃で提供したりもしております。

また、県内高等教育機関においても学生と地域の連携や協働に積極的に取り組まれておりまして、例えば県立大学においては、大学が立地する射水市小杉地域をはじめ、県内各地で学生が地域関係者との対話や交流などを通じ、地域が抱える課題について考え、課題解決のサポートをする活動が行われております。

さらに、昨年度県が募集した県庁周辺エリアマネジメントの ワークショップには、富山大学から6名の参加があり、県や富 山市の職員と共に案をまとめ、県庁舎を学習スペースとして活 用したいといった若者目線の発表もありました。また、官民協 働事業レビューの委員にも毎年県内大学生を任命しておりまし て、学生からは、県政を自分事として考えられたなどの感想も ありました。

県では、大学生等に県の将来を考える取組に参加いただき、 富山への愛着が深化するよう働きかけるとともに、引き続き、 地域活動等に参加しやすい環境づくりに取り組んでまいります。 永森委員 南里部長、ありがとうございました。

続きまして、もう1問、県立大学のことでお尋ねしたいと思っております。

先ほどから新田知事のマニフェストの話がたくさん出ておりますけれども、その一つとしても、県立大学のさらなる国際化を推進するための検討チームの設置であったり、また、秋入学制度を含む、留学生に選ばれる枠組みの検討ということが掲げられております。

私も県立大学の近くに住んでいるつもりですけれども、今まで国際色が強い大学というイメージが実はあんまりなかったのですけれども、新田知事が御就任されてからそうした流れが強まっているのかなと思っています。

国際化を進めていく狙いや具体的な取組を含め、県立大学の目指す姿をどのように考え、どう捉えているのか、南里経営管理部長にお尋ねをいたします。

南里経営管理部長 県立大学では、第2期中期計画に国際化の推進を掲げておりまして、学生の海外体験の促進、留学生の受入れ促進など「国際化に対応した人材育成」や、海外大学との学術交流の推進、海外研究者の受入れ促進など「教職員の国際交流の推進」に取り組んできました。現在、海外11の大学と学生交流協定を締結するほか、19の大学と学術交流協定を締結しているところです。

今年度からは新たにアメリカにシリコンバレー・オフィスを 設置しまして、教員、学生の現地派遣による現地の大学、研究 機関との国際共同研究や、起業に関心を持つ学生のアントレプレナー研修を行うこととしているほか、ギリシャ共和国クレタ 工科大学との間で学生の交換留学を行うこととしております。

また、留学生の受入れについては、独自の留学生奨学金や住居費補助制度を設けるなど、留学生支援に努めておりまして、開学以来20か国から延べ544人の留学生を受け入れております。

しかしながら、人口減少や少子高齢化が進む中で、大学の競争力を高めるには、これまで以上に教育研究のグローバル化を推進し、国内のみならず海外の学生からも選ばれる大学となる必要があります。そのため、留学生の受入れ環境整備や入学制度も含めた課題があると考えておりまして、今後の進め方も含め、県立大学と共に検討していく必要がございます。県では引き続き、県立大学が国内外の学生から選ばれる大学となるよう、国際化に向けた取組を支援してまいります。

永森委員 ありがとうございました。引き続きよろしくお願いを いたします。

続きまして、農林水産業のことにつきまして 1 問質問させて いただきます。

県では今、人口減少対策ということで人口未来構想本部会議を開催いただいております。これまで6回開催をされておられて、最後の2回はちょっとまだ議事録が上がっていなかったんですけれども、掲載されている資料を見させていただいたり、また、県のそれこそ経験豊かな幹部の皆様方が自分の所管以外のことも含めているとディスカッションしている姿というのはあまり我々目にすることは少ないものですから、非常に新鮮でもあり、大変勉強にもなっているなと感じております。

そんな中でちょっと、おっ、と思った資料がありまして、それが今回の質問につながっているということでございます。第 5回目の資料になるんですけれども、いろんな産業の労働生産 性に関して、富山県の数字とその全国比較が記載されている資料でありました。

農林水産業の労働生産性が全産業の中で一番低くなっていると。ここまではある程度想像もできる部分かなと思っているわけでありますけれども、ちょっと驚いたのは、富山県の農林水産業の労働生産性が全国平均値の54%、つまり2分の1ぐらいになっているということであります。どうしてこういうことになっているのかなということがまず非常に不思議であり、指摘させていただきたいと思っています。

その上で、先月、実は熊本県に視察に行ってまいりまして、 そのお話です。ここにいらっしゃる大門部会長、光澤副部会長 の下で政調会の部会で訪問させていただいたものでございます。 まず、これは富山にも似たような施設があるのかなと思います が、トマトの大規模施設園芸を見てきました。

そして、もう一つ、サーモンの陸上養殖施設もちょっと見て きたんです。非常に簡易に始められる施設という感じになっていまして、耕作放棄地であったり空き地、空き校舎か廃校のようなところに簡易な水槽を並べてサーモンを養殖するという取組でした。熊本は地下水が非常に豊富だということで、非常に向いている環境にあるんだと言っておられて、さらに言うと、向いる非常に低くて、富山ではぜひこの陸上養殖をやったほうがいよということでお勧めをいただいて、議員の皆様方もうがいよということでお勧めをいただいて、議員の皆様方も方分その気になるぐらいに、大変夢のある、そして何か結構もうかりそうだなと思えるようなプレゼンをしていただいて、助りそうだなと思えるようなプレゼンをしていただいて、助りそうだなと思えるようなプレゼンをしていただいて、取組だなと感じました。

それと、射水市でも実は一つ取組がありまして、スプラウト、 豆苗とかカイワレダイコンなどの発芽野菜と言われるものの生 産に、若手の生産者さんが今取り組んでおられます。赤字だっ た事業所を、ぜひいつか農業をやってみたいなと思っていた若 手の経営者の方が事業承継されまして、今黒字化に向けて一生 懸命取り組んでおられるわけであります。

これから農林水産業をもっともっと伸ばしていこうと考えるときに、もちろん既存の農林水産業をしっかり伸ばしていくということがまず1点大事かと思っていますけれども、もう1点はやはりこうした新しい取組を始めるということであったり、また、若手の民間経営者などを含めた新しいプレーヤーを農林水産業にどう取り込むのかという観点も、非常に重要かなと私は思いました。

そこで、津田農林水産部長に所見をお尋ねします。

津田農林水産部長 まず、人口未来構想本部会議の資料で本県農林水産業の生産性が全国平均の2分の1程度となっておりますのは、当該資料の元データとなった経済センサスにおいて、分母となる従事者数から通常は除かれる個人農家数が、本県では個人農家の集落営農法人への参加が多いということで分母に算入されていることが、実態以上に生産性が低くなっている要因と考えております。実際に本県の生産額を就業者数で除した生産額は、全国平均並みとなっております。一方で、県内では第一次産業の就業者が約3%であるのに対し、総生産額では1%を切っており、小規模経営や高齢化等の要因により、農林水産業の生産性は本県の他産業より低くなっております。

人口減少下において担い手を確保しつつ農林水産業を持続的に発展させるためには、従来の生産性向上、販路拡大などの取組をさらに推進するとともに、新たな品種や技術開発、DXの促進、付加価値の向上、生産・流通システムの高度化等により、稼げる農林水産業として成長産業化を図ることが求められております。

また、その実現に向けましては、民間に蓄積された技術や知

見の活用も有効であり、例えば、ICT活用の施設園芸では、 今年度から複数施設の環境データを関係者が皆で活用できるデータ連携クラウドの構築も進めております。それから陸上養殖では、民間企業参入によるアトランティックサーモンの養殖が具体化しております。また林業につきましても、ウッド・チェンジ協議会を設置し、民間事業者と共に、県産木材の利用促進に向けた方策を現在検討しているところでございます。

これらの推進に加え、生産性向上等の従来の取組も進化させ、農林水産業の成長産業化を図ってまいります。

永森委員 ありがとうございました。

これまでの取組も重要ですし、新しいこともということであります。新しいこともやはりちょっと思い切ってかじを切ってやっていくという部分も必要ではないのかなと感じております。よろしくお願いします。

続きまして、能登半島地震からの復興財源のことでお尋ねしたいと思っています。

先ほど光澤委員からも非常に厳しい指摘があったとおり、この財源という部分については、やはり課題があるのかなと認識をしております。我が会派も発災以来、同一災害には同一支援をということで訴えてまいりましたし、復興基金のあるなしで支援に差が出ないようにということをずっと申し上げているとた。県としても同じことをしっかり要望していただいているときには、先ほどおっした。県としております。そして、そのときには、先ほどおっしたられた事情――熊本地震のときには、熊本はできたけど、分はできなかったというようなことも、説明を受けたとおりかなと思っています。

ただ、一方で、そのお願いをした際には、確かに復興基金はできないんだけれども、自治体の財政運営に支障がないように地方交付税など既存の制度を使ってしっかり対応するので、や

ることをどんどんやってくださいと、お金は後で面倒見ますからと、そういう甘い言葉があったように記憶しているのは私だけではないと思っております。

しかし一方で、今、その復旧・復興の財源としては財政調整基金をずっと充ててきております。その結果、現時点でお聞きすると、その残高は2億円程度になっているということであります。ちなみに、地震が起きる前の令和4年度末では34億円あった、この財政調整基金でございます。

財政調整基金は、申すまでもないことでありますけれども、不測の事態に備えている、大事な財源だと思っています。大規模な災害というものが今まさにこの瞬間に起きてもおかしくないということがありますし、それこそ最近ニュースでいろんなことを見るにつけても、世界全体が非常に不安定になってきているんだということも感じております。世界経済、好調と言われておりますけれども、いつ何どき大きな経済不況が起こらないとも限らないというふうにも認識をしております。

財政調整基金の残高の枯渇ということに危機感を持った対応が必要だと思っておりますし、同時に先ほどの光澤委員の話ではありませんけれども、仮にこの寺社、仏閣への復興支援を県がやろうと思っても、実際にそこに充てる財源というのは、当然こうした財政調整基金などを活用するほかないわけであります。で、そもそもやはりそういう財源が足りていないんじゃないのかということも懸念するわけであります。

この後、地方交付税などによって、どの程度財政調整基金の 積み戻しができると見通しておられるのか、南里経営管理部長 にお尋ねをいたします。

南里経営管理部長 元日の発災以降、政府・与党に本県の被災状況に応じた支援を要望した結果、新たに液状化対策に係る単独 事業の8割を特別交付税で措置、また、港湾施設の復旧につい て、一部国の権限代行で実施し、一般会計から港湾事業特別会計への繰出額に対して地方財政措置を拡充されるなど、新田知事が行った被災の実情に対する提案・要望が多く実現したと捉えております。

また、昨年度、発災初年度の地方交付税としては、当初の見込みを15億円超えて交付されたところでございます。一方で、特別交付税については、石川県のように復興基金がない富山県でも自治体の財政運営に支障がないよう既存の制度でしっかり対応されるとのことですが、その性質上、事業実施前に交付決定される国庫補助と異なり、実際の財政支出に応じて事後に措置されるものであるために、その多くが今後の交付になる見込みでございます。当時の岸田総理からは、「政府としても中長期的にしっかり支える」との言葉もあり、当然継続的に支援されるものと認識しております。

財政調整基金については、震災対応の緊急的な財源として、 今年度も約25億円充当するなど活用したことで、現時点の活用 可能額は約2億円と、一時的とはいいましても、過去最低水準 となっております。財政調整基金はその性格上、大規模災害や 経済不況等不測の事態に備えて積み立てておくべきものでございます。このため、震災の復旧・復興への財政需要には最優先 で機動的に対応しつつ、さらなる災害等に備えるために、今後 の税収の状況、各事業の執行状況等を踏まえ、数年かかるかも しれませんけれども、できるだけ早期に震災前の水準程度まで 確保していきたいと考えております。

引き続き、国に対しては、災害への対応で地方の財政運営に 支障が生じることのないよう、中長期的、継続的な財政支援を 働きかけてまいります。また、県としても、既存事業の抜本的 見直し・再構築の徹底による一層の選択と集中、効率化を図り まして、緊急時にも対応できるよう、必要な財源、そしてマン パワーを確保し、持続可能な財政運営に努めてまいります。

永森委員 とはいえ、あんまり財布のひもを締め過ぎないようにとは、こちらとすればお願いしたいわけでありまして、ここ、悩ましい表現だなと思いながらも、国からとにかくたくさんですね、お金を取ってこられるようにしっかり頑張っていただきまして、富山県のほうは引き続きしっかりと様々な対策をちゅうちょなくやっていただけるようにお願いしたいと思っております。

次に、持続可能な公共事業というところのお話であります。 生コンクリートは言うまでもなく、公共事業の非常に重要な 資材となっているわけでありますけれども、生コンクリートの さらに原料となる骨材、いわゆる砂利等でありますけれども、 これが今後10年程度で、特に県西部において供給が滞り始める 懸念があるという声が、富山県内の建設事業者の皆様方からも 寄せられているところであります。見通しや影響をどんなふう に認識をしておられるのでしょうか。

また、先細りが予想される陸砂利、呉西は今ほとんどこの陸砂利に頼っていると思いますけれども、こうしたところから、山砕石、いわゆる山を切り崩して砕石を取っていく方法に移行していくことを、いろいろと検討もされているということであります。

一方で、適地は保安林の指定を受けている場合も多いということであります。そして、この保安林の指定の解除には非常に高いハードルがあるとも言われております。県としても、保安林解除の最低の要件となってくる、公益性という部分については、しっかりと共に訴えていただきまして、本腰を入れて取り組んでいただきたいと思います。金谷土木部長の所見を伺います。

金谷土木部長 生コンクリートなどの材料となります骨材は、県

内では陸砂利の供給が約85%と、大部分が陸砂利となっている 状況でございます。国土交通省の調査によりますと、本県の需 給状況、需要と供給の状況を令和3年から5年の平均で見ます と、5段階のうち3ということで、均衡しているという状況で ございました。北陸3県を見てみましても3.0、全国でも同様 に3.0ということで、おおむね均衡した状況にはあるというこ とでございました。

県内では、大半を占めている陸砂利の採取につきましては、砂利採取関係団体からの申請に対し、災害のおそれなどがない場合に限り認めておる状況でありまして、適切な採取が行われるよう、団体とは年2回意見交換を行ってきております。意見交換の中では、県から全国的に山砕石への転換が進んでいる状況なども紹介しておるところでございます。

委員からお話ありました骨材は、公共インフラの整備に欠かせない資源でございます。将来にわたり骨材が確保され、その供給が維持されることは大切なことだと考えております。

保安林内での砕石の採取に必要となります保安林の指定解除について、お話がございました。森林法の規定では、その土地以外に適地がないことや、解除面積が必要最小限度のものであることなどの条件を満たす必要がございまして、これまで本県には、保安林を解除し骨材採取を行った事例は見当たらない状況でございます。一方、他県では保安林以外の森林区域におきまして、山砕石の採取が行われていると伺っております。

県としましては、将来にわたり骨材の安定供給を図ることは 大切と考えておりまして、10月30日に発出いたしました文書に おいて、砂利採取を行う関係団体に、山砕石への転換を御検討 いただくようお願いしたところでもございます。引き続き、意 見交換を通じまして、骨材が確保できるよう努めてまいります。

永森委員 時間がかかりそうでありますので、しっかりまた関係

団体と調整いただきたいと思っております。よろしくお願いい たします。

続きまして、総合計画について2問お尋ねをいたします。

現在の総合計画「元気とやま創造計画」について、今見直しを検討していかれるということであります。総合計画は、言うまでもなく県政運営の中長期の指針であり、予算編成や事業立案の基本という性格を持って設定をされております。そして、その下にはいろんな部門のいろんな計画がひもづいております。ということでありますので、非常に県政の設計図という性質を満たしているんですけれども、他方で、全体として見ると、どこに向かっていくのかなというのがやや総花的で分かりにくいということになっております。

現行の総合計画の評価と併せまして、どのような形で策定をしていかれるのか、川津知事政策局長にお尋ねします。

川津知事政策局長 現行の総合計画は、平成29年度に、10年後を 目標年次といたしまして「活力」「未来」「安心」を柱とする 基本政策と「人づくり」を合わせた計100政策につきまして政 策ごとに詳しく具体的な施策ですとか事業を盛り込んだ内容と なっております。

策定後は、政策目標の達成状況を検証しつつ、予算編成を通じた施策の改善等を行いながら、県民や市町村、企業や団体等の皆さんと共に取組を進めてきており、委員御指摘のとおり、予算編成や事業立案等、県政運営の基軸として大きな役割を果たしてきております。

一方で、今度の新たな総合計画の策定に当たりましては、新型コロナや激甚化する自然災害はもとより、先行きが不透明で目まぐるしく変化し続ける社会情勢の中、県政運営も機動的かつ柔軟に対応し、様々な分野で人口減少に起因する課題が顕在化する中、県民お一人お一人の豊かな暮らしを着実に実現して

いくための計画を目指していきたいと考えております。

そのため、新たな総合計画は、おおむね10年後の将来の姿を見据えつつ、社会情勢や県民ニーズの変化に迅速かつ的確に対応するため、計画期間は5年とし、とやま未来創生戦略を統合した上で全体の構成をコンパクトにする、また施策の方向性を分かりやすくお示しすることにより、具体的な施策は、現行計画も同様ではありますが、分野別の各事業計画でお示しし、詳細事業の内容は毎年度の予算編成で明らかにしていく、共に実現する計画としたいと考えております。

永森委員 局長、ありがとうございました。

それでは、引き続き、知事に総合計画についてお尋ねをいた します。

知事のお話によく出てくる言葉ですけれども、「幸せ人口 1000万~ウェルビーイング先進地域、富山~」という言葉があ ります。「ウェルビーイング先進地域、富山」ということは、 私 は 、 新 田 県 政 の 中 に あ っ て も 非 常 に 一 番 上 位 に あ る ビ ジョ ン じゃないのかなと思っていまして、今テーマにしております 「新しい社会経済システムの構築」であったり、「未来に向け た人づくり」、また「こどもまんなか」、いろんな言葉がある わけでありますけれども、全てはこのウェルビーイング先進地 域というところにつながっていっているのじゃないのかなと勝 手に認識をしておりますけれども、誤解があれば、また正して いただければと思っています。しかしまた同時に、この「ウェ ル ビ ー イ ン グ 先 進 地 域 、 富 山 」 と い う 部 分 が 具 体 的 に ど ん な 社 会を目指しているのかというところがなかなか言語化されてい ないということで、県民に対してもそうでありますし、もしか したら職員の皆様方全体に対しても、みんなどんなところに、 向かって仕事をしているのかということがまだまだ分かりにく

い実情があるのではないかと思っているわけであります。

そこで、「ウェルビーイング先進地域、富山」をこの総合計画の根幹の部分に据えて、どのような施策を通じてこのウェルビーイングを実現されていくのかということ、そして、総合計画策定作業を通じて明確かつ体系的にこのウェルビーイングということが示されていくことを期待したいと思っています。

新田知事の意気込みをお尋ねしたいと思います。

新田知事 新たな総合計画は、成長戦略のビジョンを継承して、 委員おっしゃったように、「ウェルビーイング先進地域、富山」、これをその根幹に据えたいと考えております。御明察で ございます。

私が目指すウェルビーイング先進地域、これは県民お一人お一人のウェルビーイングが持続的に向上していく社会、そんなことを考えています。もう少しかみ砕けという話なので、これはどういうことかというと、もう皆さん耳にたこができていると思いますが、「若者からお年寄りまで希望に満ちた笑顔があふれる社会」、そして「ワクワクすることがたくさんある社会」、「チャンスがあり夢をかなえることができる社会」、これらがその重要な要素だと考えております。

このため、総合計画では、その実現のために、「未来に向けた人づくり」、それと「新しい社会経済システムの構築」、この2本を柱にして施策の方向性を取りまとめていきたいと考えます。まず、「未来に向けた人づくり」ですが、特に本県の将来を担う全ての子供たちが元気に自分らしく成長できるようにするために、こどもまんなか社会の実現、また、それを実際に行う場である教育改革の実現にも取り組みたいと考えます。また、「新しい社会経済システムの構築」ですが、人口減少社会にあっても本県の活力を維持できるようにするため、活動の基盤となるインフラや県土強靱化はもちろんのこと、まちづくり、

公共交通の維持活性化、サーキュラーエコノミーやバイオ医薬 品など新しい産業の育成などに取り組んでいきたいと考えてお ります。

総合計画は、これから総合計画審議会において御審議いただきますが、策定の過程においては、県内各地を訪問して県民参加の意見交換会を開催できればと考えます。その際には、県民の皆様に本県の目指す将来像の案を提示した上で、共に考え、そしてその意見を計画に反映することで、県民の皆さんと共につくり、共に実現する計画としたいと考えます。そして、県民誰もが将来への夢と希望を持ち、かなえることのできる「ウェルビーイング先進地域、富山」を実現するための計画としたいと考えております。

永森委員 今後のこの議論を期待してまいりたいと思っています。 ありがとうございました。

続きまして、大きな問いの2番目、未来に向けた人づくりに ついて質問をしてまいります。

こどもの権利に関する条例(仮称)ということで、今後制定をしていただけるということであります。条例制定を通じて子供の幸福度を上げていくということが重要だと思っております。一方で、物価高などによりまして、子育て家庭の経済的状況は厳しさを増しているのではないかと考えています。

現状認識を問いたいと思っておりますし、また、こどもの権利に関する条例を実効性あるものとするためには、やはり子供や子育て家庭の幸福度を上げていくという観点からも、貧困などの状況、生活実態をやはりしっかり捉えていただきたいなと思っております。3年に1回程度と思っておりまして、貧困率大規模調査ということで3年に1回調査をしておられるわけであります。3年に1回程度というのが非常に合理的ではないかと考えてお

ります。

そこで、県では前回、2022年度に調査をしておられますので、 次年度の調査の検討も含めまして、今後どのように捉えていく のか、松井こども家庭支援監にお尋ねをいたします。

松井こども家庭支援監 子育て家庭の生活状況を把握するため、 令和4年度の「こどもの生活状況調査」を実施した後、昨年度 は未就学児や小学生を持つ保護者を対象とした「子育て支援サ ービスに関する調査」や、母子、父子等の独り親世帯を対象と した「独り親家庭等実態調査」を実施してきたところでござい ます。

このうち「子育て支援サービスに関する調査」の結果においては、子育て費用の中で負担が大きいと感じるものとして、生活用品が最も割合が高く、5年前の調査時と比べて約2割増加しております。また、独り親家庭等実態調査の結果においても、生活上の最も大きな不安や悩みは、母子世帯、父子世帯ともに生活費が最も割合が高くなっており、物価高騰が続く中、子育て家庭の生活状況は依然厳しい状況にあるものと考えております。

なお、令和4年度実施の「こどもの生活状況調査」については、全国状況と比較しながらその調査結果を分析したため、令和2年度に国が実施されました「子供の生活状況調査」の調査方法やその内容、また、国が令和3年度に公表されました集計や分析に準じて行ったところでございます。

一方で、県が実施している様々なこども・子育て支援策の効果を検証していく観点からも、委員御指摘のとおり、同様な調査を定期的に行う必要があるものと考えております。

今後、国が実施される次の全国調査の動向を踏まえつつ―― 国に聞いたところ、現在のところ未定と聞いておりますが――、 本県における次回の調査時期や調査方法などについて検討して まいります。

永森委員 国の調査動向も見ながらということでありますけれど も、取りあえず分かりました。

それでは、ここから教育委員会の質問になってまいります。 まず、1人1台端末の保護者負担のことについて質問をさせ ていただきたいと思っています。

この件、この間もいろいろ議論もしてまいりましたけれども、強調しておきたいのは、先ほども議論ありましたけれども、子育て家庭にとって、義務教育が終わって中学から高校に上がるタイミングというのは、やはり経済的負担がステージーつ上がる段階かなと思っていまして、一番上がるのは、次に高校から大学のときにはなってくると思っておりますけれども、いずれにしてもそんな状況でありますので、やはり子育て家庭というのは、いわゆる県が経済的困窮世帯と定義する世帯でなくても、やはり7万5,000円の負担というのは、小さくない金額だと思っております。

この1人1台端末を無償配付から保護者負担に転換していくというそのことそのものは、必要性として当然私は認識をしておりますけれども、他方で影響が非常に大きい課題であるということを捉えた中で、やはりこの方針を早期に示していくということ、そして、県民に丁寧な説明をして理解を求めていくこと、その必要性を、個人としても、また会派としても求めてきたつもりであります。

しかし、現状はその方向性がまだ示されていないという認識であります。いろんな議論の深まりが期待されますけれども、論点は2つあると思っていまして、一つは、負担軽減をどこまで行うのかというところだと思っております。今ほど松井こども家庭支援監からもあったとおり、子育て家庭の状況というのは非常に厳しいということであります。一方で、新田県政は、

こどもまんなか、子育て環境日本一ということでうたっております。一方で、財政的な支援ということでいいますと、1年限りの単発ではなくて、一度始めた支援というのがこれからずっと続いていくという、そうした中での財政的な論点というところがありまして、どの辺でこの負担軽減ということを行っていくのか、これは大事なところだと思っています。

もう一つは、やはり学校現場から聞こえてくるのは、あまり端末を使っていないんじゃないのかという指摘があるということです。使っていないのになぜ7万5,000円も払って整備をしなきゃいけないんだろうかと、こういうことがやはりもう一つの保護者の理解という部分で残ってくるのではないかと思っているわけであります。

そこで、まず、教育長にお尋ねしたいと思っております。来年度4月からということで、残された時間は正直あまりなく、学校現場であったり、また導入を実際しなきゃいけない保護者の皆様方も、買えばいいのか、買わないほうがいいのかということも含めて、いろいろとまだまだ混乱のある状況だと思っております。学校等との事務手続などの調整状況について伺いたいと思います。

廣島教育長 県立高校の生徒用端末は、令和3年8月に公費整備 したもので、来年の10月には端末OSのサポートの終了、そし て経年劣化によるバッテリー駆動時間の減少などから更新時期 が迫っており、今、令和7年度の入学生からの保護者負担への 移行をお願いしております。

移行に際しては、保護者の皆さんの負担への移行をお願いする旨のパンフレットを作成し、先月上旬から市町村立中学校などを通して3年生や保護者の皆様への配付をお願いしております。また、今月中に、新入生の方々が使用する端末の種類につきまして、各県立学校において選定できるよう準備を行ってお

ります。 1 月には県ホームページでお知らせするとともに、端末販売事業者などに対しまして、県立高校で利用する端末の確保を依頼していくこととしております。

これに併せて、端末を保護者の皆さんに購入していただく際の方法や支援策の内容、手続等について県立学校関係者へ説明し、3月の入学説明会では、県立学校において入学者や保護者の皆様へ購入方法や支援策の手続、申込み方法などをお伝えしていただくこととしております。これらの手続、スケジュール感につきましては、先月開催されました校長先生が集まっていただく研修会、その際に担当課から直接説明していただき、お伝えしているところでございます。

永森委員 教育長、すみません。時間もない中で追加で伺いますけれども、いろんな皆様方の指摘の中で、今、一番最初に公費整備した既存の端末で、現在の高校生の皆さんが貸与を受けて使っているものがあると思っております。

例えて言うならば、今、高校3年生の方々が使っている端末を令和7年度の新入生にもう一度使っていただくことができれば、要するに、もう1年いろんな検討事項、それこそ経済的な支援策であったり、あるいはその端末の導入内容であったりということについて、もう少し議論する時間があるのではないか。一方で、今残された時間が非常に短くなってきている中で混乱が生じるのではないかと言われておりますので、そんなことから考えても端末の利用延長ということは検討できないものなんでしょうか。

廣島教育長 議論に時間をかけるべきではないかということであったかと思いますが、先ほど答弁しましたとおり、皆様にパンフレットによる周知、またスケジュールも説明してきているところでございます。

また、先ほどの質問にもございましたが、端末をさらに利用

して生徒自身が個別最適な学びとか、他者との協働的な学び、 これにこのタブレットを使えるよう、そういった実践的な教育 ができるよう、教員の資質向上、そして教員が授業改善に向け て取り組む体制、そういったこともやはり整備をしていきたい と、これは先日来答弁もさせていただいておるところですが、 こうした状況にございます。

これまで県立高校の生徒用端末の更新につきましては、保護者負担へ移行している他県の事例について情報収集しながら、移行する場合の支援策を検討していたところでございます。国からの支援が得られないという状況も明確になりつつあります。また、先ほど申し上げました状況もございます。ということ

また、光はど申し上げました状況もこさいます。 どいうことで、私どもとしては、令和7年度からの保護者負担による準備をお願いしたいと考えているところでございます。

永森委員 次の質問に移りたいと思います。

もう1つの問題、保護者負担への移行に際しての、いわゆる 負担の軽減策についてであります。

こちらについてもまだ支援策ということが示されていないわけであります。どの時点で示されるのかは分からないわけでありますけれども、先ほど来から申し上げておりますとおり、やはり県民の皆様方、特に子育て家庭に対しての影響が非常に大きい方針転換だと思っていますので、負担軽減策も含めて、私たちとすればやはりしっかり議会での議論ということも踏まえていただきたいということを思っているわけであります。

一方で、こうしたことがまだ示されていない状況であります ので、早急に支援策の概要を示すべきだと私は考えます。ここ は新田知事の御所見をお尋ねいたします。

新田知事 これまで県教育委員会では、保護者負担に移行している他都道府県の支援策、また国の補助制度の動向について情報 収集するとともに、国の補助が得られない場合も想定して支援 策の検討を進めてきているところです。現状、今ほど教育長からもあったように、国の補助は得られない状況にあると、今のところは理解しており、保護者負担をお願いしたいと考えております。

端末準備に係る支援策としては、まず安価で簡便な購入をあっせんする仕組みの構築、これはECサイトを導入しての大量調達による単価の低減という例も既にあります。これを検討しております。

併せて、経済的事情により負担が困難な家庭を対象とした支援策ですが、住民税非課税世帯である世帯年収270万未満程度の世帯、これは6%程度おられますが、こうした世帯については、端末の貸与という手があるかと思います。端末貸与は18の道県でやっておられます。それから住民税非課税世帯に準ずる世帯である世帯年収が270万円から350万円未満の世帯、9%程度になります。こちらについては2分の1の補助をするという県が3県あります。それから、世帯年収350万円から910万円未満で、かつ18歳未満の児童生徒数3人以上の世帯、こういった多子世帯は10%程度おられると思います。こちらにも2分の1の補助というところも2つあります。仮にこれらの支援策を講じれば、全体の約4分の1の世帯について支援対象になると考えております。

端末の購入準備に係る負担軽減に向けて、県議会をはじめ関係の皆さんの御意見を伺っていきたいと思います。それとともに、先ほどの教育長への質問で委員がおっしゃった、使われているのかどうかという話ですね、これもやはり我々も物を買ったりサービスを買ったりするときに、よくコスパなんていうことを言いますが、コスパが高ければ多少無理をしても買っていただく価値もあるということだと思います。これはもう現場の使い方次第なので、コスパもどんどん上がるように、引き続き

県としても教育委員会としてもやっていきたいと思います。

ちょっと話が飛躍しますが、この前、成長戦略カンファレンスがありまして、そこで講演に御登壇いただいた方が、ひきこもりだったそうです。御自分でおっしゃっていたので、これは言っても差し支えないと思います。ひきこもりだったけども、パソコンがあったために外とつながれた、パソコンがあったためにバーチャルな仲間ができたと。パソコンがあったためにIPOが出てきたということ、そんなコストパフォーマンスの生まれ方もあるということも、我々は認識をしておきたいと思います。

永森委員 知事、確認をさせていただきたいと思います。

今ほど、最大で多子世帯までということで、4分の1程度まで支援を、一番手厚くやっているところではそういう例があるというお話があったと思っております。その同程度、またはそれ以上の支援を検討しておられるという認識でよろしいでしょうか。

新田知事 そうですね。まだ確定ではありませんが、そういった ところを比較対象として今検討を続けているということです。

永森委員 ありがとうございました。ぜひより手厚い支援を、 我々としては期待してまいりたいと思っております。取りあえずこの1人1台端末の質問は終わります。

最後に、高校再編のこと知事に質問させていただこうと思っています。

令和20年度までの実現を目指す県立高校の姿についてということで、まずビジョンをああいう形で示していただけたということを私自身は非常によかったなと認識をいたしております。 大規模校の在り方なども含めまして、いろんな議論がこの議会でも起こっておりますけれども、それも含めてこうした議論があるということそのものがよいことだと思っております。 また、20校という数だけが非常に独り歩きをしている感もありますけれども、私の認識とすると20校というのは一つの目安であり、単なる数字でしかないのかなと思っております。大事なことは、やはりどんな学校をどんな規模で準備をしてあげられるのかという、その1点に尽きていて、その結果が20だろうと22だろうと24だろうと、それはそれほど恐らく県なり教育委員会なりの皆様方もこだわっておられるところではないんだろうと認識をしております。

一方で、令和20年度に向けて、逆に言うと、どんなふうに具体的に再編を進めていくのかというところが、より大きなハードルではないのかなと認識をいたしております。

昨年度の県立高校教育振興検討会議においては、まずは4学級未満などを統合対象にしますという基準を一度はつくっているということなわけであります。こうした考え方そのものは基本的に堅持しながら、そうしたことを繰り返していって、その結果が令和20年度なりの姿になっていって、その前段として令和15年度や10年度の姿になっていくと、そんな進め方をしていくというふうに理解をすればよろしいのか、スケジュールや具体的な進め方を新田知事にお尋ねしたいと思います。

新田知事 県立高校の在り方の検討では、これまで県議会をはじめ幅広い方々からお聞きした意見を踏まえて、まずは将来の県立高校で提供する教育の内容、また学校の姿を明示し、そこから逆算的に配置の姿を描き、再編などについて議論していきたいと考えています。

先月の総合教育会議では、数多くの意見を整理して、令和20年度までに実現を目指す県立高校の姿の案を示したところでございます。御評価いただいたと受け止めました。「時代に適応し、未来を拓く人材の育成」などを基本目標として、その実現に必要と考えられる学科構成など具体的な教育内容や、それら

を組み合わせた大・中・小規模校を例示して議論をいたしました。

来月の総合教育会議では、将来の教育内容などに関して現在 実施している高校生と教員へのアンケートの結果を報告します。 令和20年度から逆算的に考える5年前の令和15年、そして10年 前の令和10年と、配置の姿を示して議論する予定にしておりま す。その後改めてワークショップと意見交換会を開催したいと 考えています。県民の皆様の御意見をさらにお聞きし、さらに 2月議会の場などで議員の皆さんとの議論を深め、今年度中を めどに、将来の県立高校の方向性を示す基本方針を取りまとめ たいと考えております。

高校再編については、この基本方針に沿って検討していくことになります。ここでは、将来の県立高校で提供する教育の内容と学校の形を具体化することとしておりまして、小規模校のみを統合対象とする従来の考えとは異なり、小規模校も含めて全ての県立高校を再編対象として考えていくことになります。残すとかなくすとか、そんなことではなくて、全ての高校が再編対象、そして新しい学校をつくっていくんだという、そのような基本的な考え方で行っていきたいと思います。

いずれにしましても、大きな転換点でもありますので、丁寧 に丁寧に様々な声をお聞きし、生徒から選ばれる魅力と活力あ ふれる県立高校づくりに全力で取り組んでいきたいと考えます。

永森委員 ありがとうございました。

以上で質問を終わります。

瘧師委員長 永森委員の質疑は以上で終了しました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

なお、12月10日の予算特別委員会は、午前10時から開会いた しますので、定刻まで御参集を願います。

本日はこれをもって散会いたします。